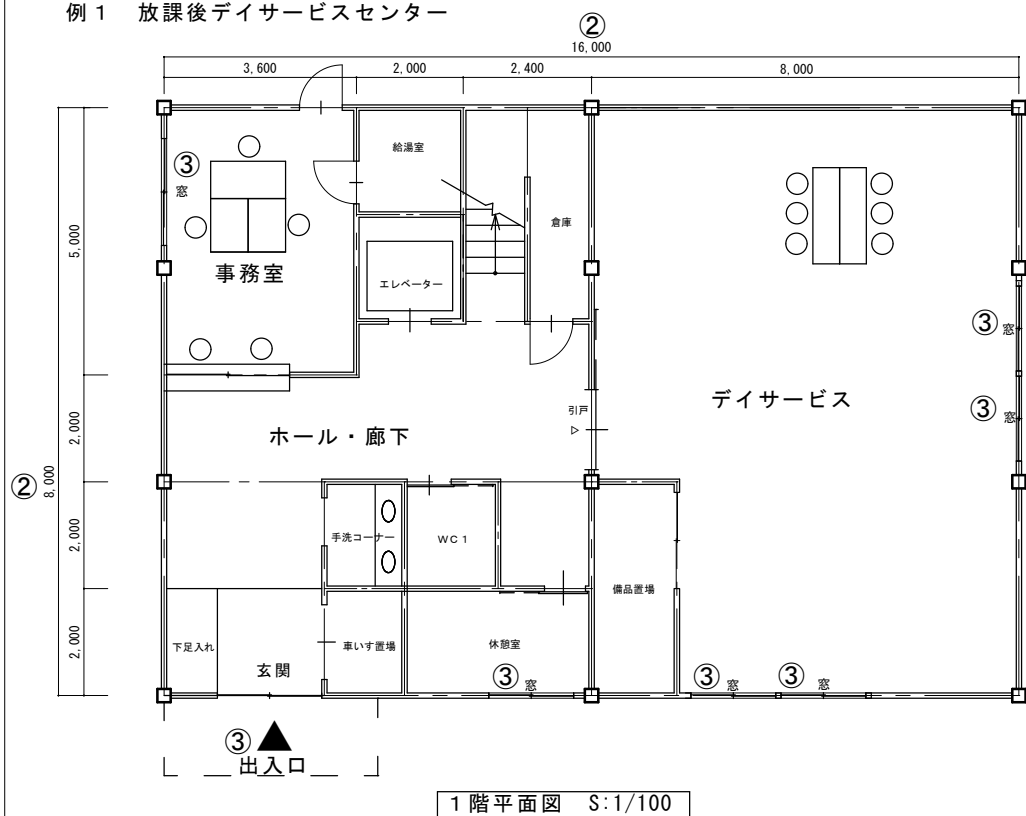
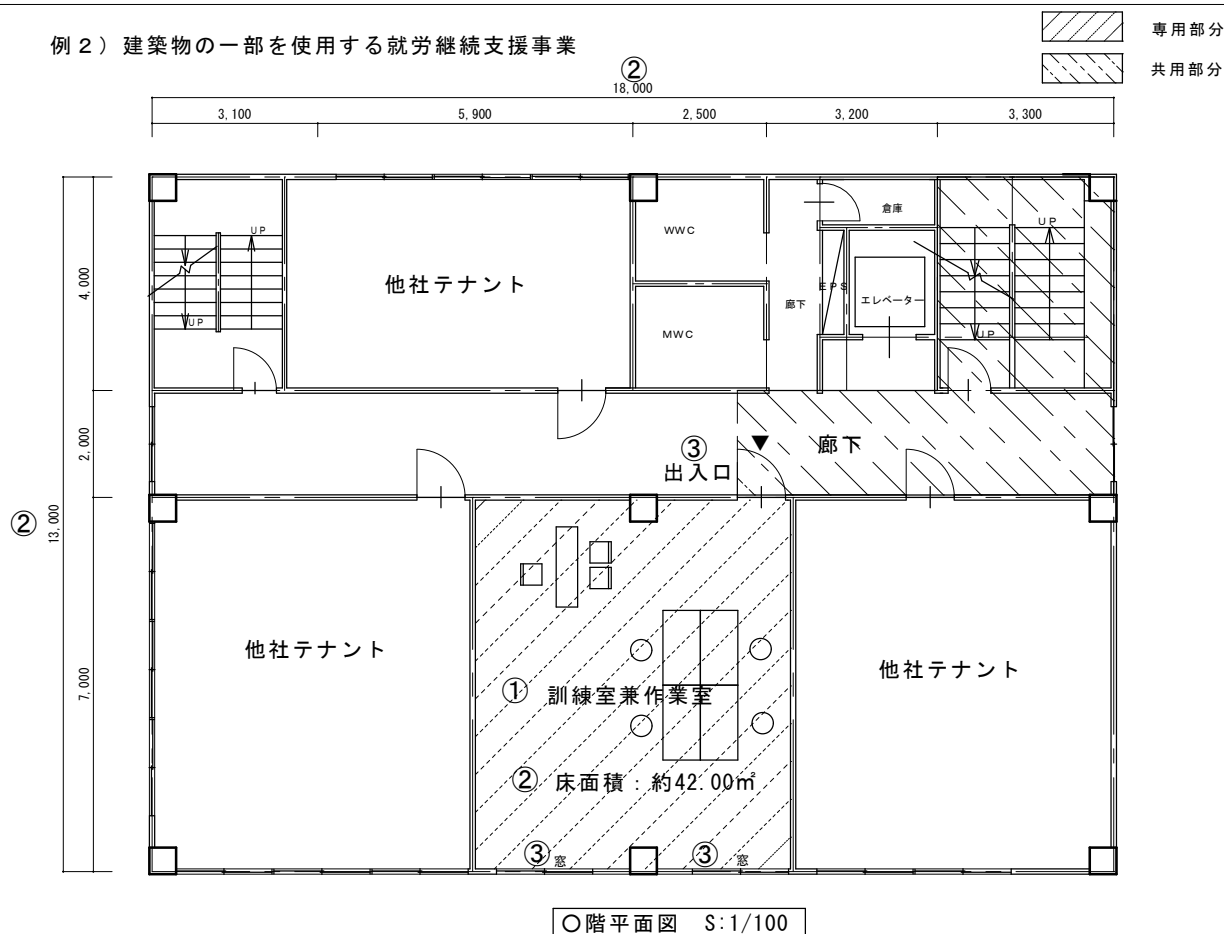


例 1 放課後デイサービスセンター



例 2) 建築物の一部を使用する就労継続支援事業



<注意事項>

- ・平面図には、次のことを記入してください。 ①各室の名称、②寸法・床面積、③窓、扉（出入口）の位置
- ・建築物の一部のみを使用するときは、使用範囲（専用・共用）と床面積を示してください。

※ この平面図は、計画の概要を確認するためのものであり、建築基準法に基づく審査を行うものではありません。
記載された内容以外に、注意事項をお知らせすることがありますので、ご了承ください。